

厚岸町規則第2号

厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月16日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例施行規則（平成8年厚岸町規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる町税等を滞納していないこと。ただし、現に滞納がある場合であっても、その納入について確実と認められるときは、この限りでない。

- ア 町税
- イ 国民健康保険税
- ウ 後期高齢者医療保険料
- エ 介護保険料
- オ ごみ処理手数料
- カ 保育料
- キ 町営住宅家賃
- ク 水道料金及び下水道使用料
- ケ 公共下水道受益者負担金

第4条第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる町税等を滞納していないこと。ただし、現に滞納がある場合であっても、その納入について確実と認められるときは、この限りでない。

- ア 町税

- イ 国民健康保険税
- ウ 後期高齢者医療保険料
- エ 介護保険料
- オ ごみ処理手数料
- カ 保育料
- キ 町営住宅家賃
- ク 水道料金及び下水道使用料
- ケ 公共下水道受益者負担金

第5条中「を町長」を「に水洗化等改造工事資金貸付申請兼申込に係る同意書（別記第1号様式の2）を添えて、町長」に改める。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式の2（第5条関係）

厚岸町水洗化等改造工事資金貸付申請兼申込に係る同意書

私は、厚岸町水洗化等改造工事資金の貸付対象条件の確認にあたり、次の事項に関する調査を厚岸町が行うことに同意します。

記

- ・申請者（連帯保証人）の町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、ごみ処理手数料、保育料、町営住宅家賃、水道料金、下水道使用料及び公共下水道受益者負担金の滞納に関する事項
- ・その他町長が必要と認める事項

年 月 日

厚岸町長 様

住所

申請者

氏名

印

附 則

この規則は、平成29年3月1日から施行する。